

○第70回農薬専門調査会評価第三部会（非公開）

日時：平成29年12月13日（水）14：00～16：34

議事概要：

（1）クロロタロニル

・審議の結果、クロロタロニルの一日摂取許容量（ADI）を0.018 mg/kg体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.6 mg/kg体重、クロロタロニルの代謝物である2,5,6-トリクロロ-4-ヒドロキシソフタロニトリルのADIを0.0083 mg/kg体重/日、ARfDを0.025 mg/kg体重とし、評価書（案）を一部修正の上、農薬専門調査会幹事会に報告することとなった。

\*殺菌剤で、きゅうり、茶等に使用します。今回、アスパラガス、バナナ等の残留農薬基準の変更に関する評価要請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。